

**太平洋クロマグロの大型魚(30 kg以上)で、かつ、解体前のもの
(生鮮・冷蔵のラウンド、GG、ドレス)を取り扱う流通事業者、輸出事業者対象**

10月1日から水産流通適正化制度の届出が開始します

水産流通適正化法の対象として、太平洋クロマグロの大型魚を追加し、取扱事業者の届出、取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達、取引記録の作成・保存、輸出時の証明書の添付が令和8年4月1日から義務付けられます。太平洋クロマグロの大型魚(30 kg以上)で、かつ、解体前のもの(生鮮・冷蔵のラウンド、GG、ドレス)を取り扱う流通事業者、輸出事業者の方は必ず届出を行ってください。

※ 届出の対象とならない事業者についても、太平洋クロマグロの大型魚で、かつ、解体前のもの(生鮮・冷蔵のラウンド、GG、ドレス)を買い受けたときの情報について、3年間記録を保存する必要があります。

1 手続きの流れ

- (1) 届出 ⇒ **令和7年10月1日から届出開始**
⇒ 事業者割振り番号(取扱事業者)の通知
- (2) 情報伝達等 ⇒ **令和8年4月1日から義務付け**

2 届出が必要な方

対象者	必要な届出
①流通事業者 (産地市場一次買受人、卸売事業者、 仲卸事業者、水産加工事業者、 輸入事業者 など)	取扱事業者の届出 ※1 (太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)でかつ、 解体前 ※2のものを販売する場合) ※1 アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚(13cm以下)で届出済みの場合は不要 ※2 生鮮・冷蔵のラウンド、GG、ドレスが対象
②輸出事業者	

3 届出の方法

- (1) 農林水産省共通申請サービス(eMAFF)によるオンライン届出
- (2) 書面による届出 ⇒ 様式は千葉県農林水産部水産局水産課のHPに掲載

4 届出する場所・問い合わせ先

農林水産部水産局水産課流通加工班
千葉市中央区市場町1-1 18 階
TEL:043-223-3045

〈対象地域〉

千葉市・市川市・船橋市・木更津市・松戸市・野田市・
成田市・佐倉市・習志野市・柏市・市原市・流山市・
八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・君津市・富津市・
浦安市・四街道市・袖ヶ浦市・八街市・印西市・白井市・
富里市・酒々井町・栄町

館山水産事務所漁業調整指導課
館山市北条 402-1 安房合同庁舎 3 階
TEL:0470-22-5761

〈対象地域〉

館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町・
富津市(大佐和以南)

銚子水産事務所漁業調整指導課
銚子市川口町 6385-439
TEL:0479-22-8397

〈対象地域〉

銚子市・東金市・旭市・匝瑳市・香取市・山武市・
大網白里市・神崎町・多古町・東庄町・九十九里町・
芝山町・横芝光町

勝浦水産事務所漁業調整指導課
勝浦市墨名 815-12
TEL:0470-73-0108

〈対象地域〉

茂原市・勝浦市・いすみ市・一宮町・睦沢町・長生村・
白子町・長柄町・長南町・大多喜町・御宿町

事業所等を複数有する場合は、本社が所在する地域で届出してください。
事業所等を他県にも有する場合は水産庁加工流通課への届出となります。

【水産庁加工流通課 TEL 03-3502-8111】

制度の詳細については、水産庁 HP をご覧ください。★『水産庁 水産流通適正化法』で検索★

資料

STOP! 違法クロマグロ!



令和8年4月からは、

太平洋クロマグロ（大型魚）について、

TAC報告における本数等の報告と記録の保存、

取引時における情報伝達と記録の保存が

義務付けられます。



違法に漁獲されたクロマグロの
流通防止にご協力をお願いします。

詳しくは水産庁Webサイト

水産庁 水産流通適正化法



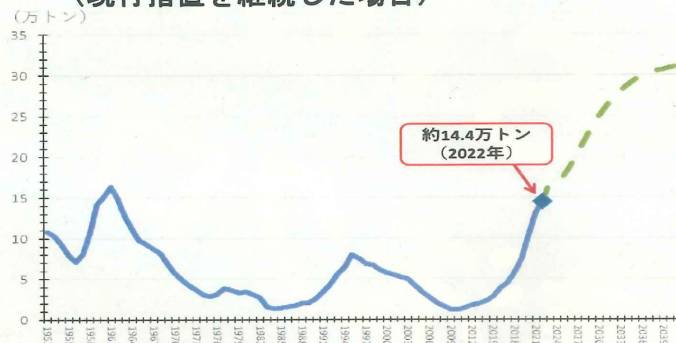
水産庁

クロマグロの資源の状況について

太平洋クロマグロは、資源回復のため、漁獲枠による管理が国際的に実施されています。

全国の漁業者による資源管理の取組等により、資源は回復基調にあります。資源の確実な回復維持を図るために、引き続き厳格な資源管理を行う必要があります。

○太平洋クロマグロの親魚資源量の回復予測
(現行措置を継続した場合)



資料：ISCクロマグロ資源評価レポート（2024年）を基に水産庁作成
※1952～1982年の資源量については、水産研究教育機構による推定値

漁業法及び水産流通適正化法の一部改正について

太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）で、かつ、解体前のもの（ラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）について、
令和8年4月1日以降は、以下の事項が義務付けられます。

＜採捕事業者＞

- ① 採捕した本数等のTAC報告（陸揚げから原則3日以内）
- ② TAC報告時の情報の記録の保存（3年間）
- ③ 取引時において、漁船名等、個体ごとの重量、陸揚げ日等の情報伝達※1
- ④ 取引記録の作成・保存（3年間）

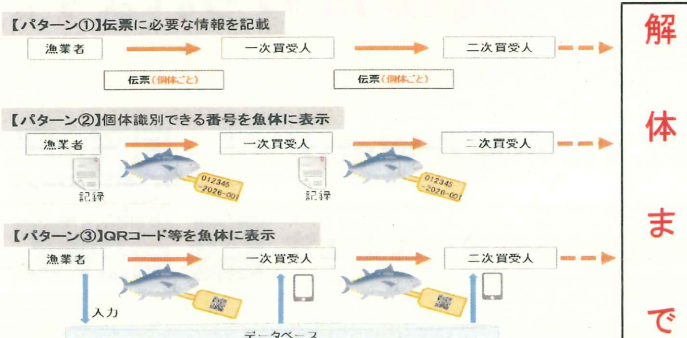
＜加工・流通事業者等の取扱事業者＞

- ① 国又は都道府県への届出※2
- ② 取引時において、漁船名等、個体ごとの重量、陸揚げ日等の情報伝達※1
- ③ 取引記録の作成・保存（3年間）
- ④ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付

※1 以下のとおりタグやQRコードの活用による情報伝達も可能。

※2 アワビ、ナマコにより届出済みの事業者や太平洋クロマグロの解体だけする事業者は不要。

＜情報伝達の方法の例＞



＜伝票で伝達する場合の記載例＞

荷受票					
②漁船名等		④陸揚げ日			
船名	荷主名	●年●月●日			
		〇〇県〇〇市 〇〇漁協（〇〇市場）			
No.	品名	重量	単価	買受人	備考
1	本マグロ	▲ kg			
2					
①名称		③産地重量 消費地市場で計量した重量と産地重量が異なる場合は、備考欄等に産地重量を記載。			